

〔商品概要説明書〕

＜「J A秋田おばこサマーキャンペーン2019」＞

(令和元年6月3日現在 適用中)

| | | | | | |
|--|--|---------------|---------------|-------------------|----------|
| 1. 商品名 (愛称) | ・キャンペーン金利定期貯金(1年もの) J A秋田おばこサマーキャンペーン2019 | | | | |
| 2. 募集期間 | ・令和元年6月3日から令和元年8月30日まで | | | | |
| 3. 販売対象 | ・個人 | | | | |
| 4. 対象商品 | ・スーパー定期貯金(単利型) | | | | |
| 5. 預入期間 | ・1年(自動継続) | | | | |
| 6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入 ・10万円以上(新規) ・1円単位 | | | | |
| 7. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 | | | | |
| 8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のチラシに表示しています。 | | | | |
| 9. 手数料 | — | | | | |
| 10. 付加できる特約事項 | ・当該貯金は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 | | | | |
| 11. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> </table> | 預入期間が6か月未満の場合 | 解約日における普通貯金利率 | 預入期間が6か月以上1年未満の場合 | 約定利率×50% |
| 預入期間が6か月未満の場合 | 解約日における普通貯金利率 | | | | |
| 預入期間が6か月以上1年未満の場合 | 約定利率×50% | | | | |
| 12. 貯金保険制度 (公的制度) | ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 | | | | |
| 13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融共済部金融推進課(電話:0187-42-8092)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部金融推進課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。)</p> | | | | |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A秋田おばこ